

船橋市民間認可保育所設置運営事業者募集に関するFAQ(よくある質問及び回答)

No	募集要項項目	質問内容	回答
1	1. 募集の概要 (2)募集対象施設	応募申請者に関係する者が土地を購入して建物を建築し、当該建物を応募申請者が建物賃貸して内装改修等により整備することは可能か。	賃借する建物の所有者又は貸主が応募申請者(経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。))と密接な関係にある計画は原則として認められません。
2	2. 施設整備及び運営に関する補助金	施設整備補助金の概算はどれ程か。	施設整備補助金には2種類あり、それぞれ60人定員での最大額は以下のとおりです。なお、補助金の種類や算出方法、対象経費等の詳細については、資料2をご覧ください。 創設：202,467,000円 改修：50,985,000円
3	3.施設の設計及び留意事項	応募を検討している敷地の一部に都市計画道路の予定地が含まれている場合、その都市計画道路予定地部分に園舎が跨るような建築は可能でしょうか。	一般的に都市計画道路の予定地への建築物の建築については、都市計画法第53条の許可申請が必要ですが、保育所は長期間の安定的な運営が求められること、補助金対象の事業であることを踏まえて、当募集において、都市計画道路の予定地上に園舎が建設(跨る)ような計画は認められません。
4		都市計画道路の予定地を避けて園舎の配置を計画した場合、道路後退が必要な場合と同様、将来的に都市計画道路となる部分を除いた敷地において、該当各法への適合の確認が担保されれば、当該敷地への保育所整備は可能でしょうか。	質問記載の通りで、将来的に都市計画道路となる部分を除いた敷地において、該当各法への適合の確認が担保されれば、当該敷地への保育所整備は可能です。 なお、園舎を都市計画道路予定地を避けて配置する場合、当該都市計画道路から50cm以上の離隔をとって建築物の計画をお願いします。
5		上記②の計画が認められる場合、将来的に都市計画道路なる部分を除いた場合でも必要園庭面積、緑地面積、駐車場台数等を確保できる前提において、都市計画道路の予定地へ園庭、緑地、駐車場等の配置を計画することは可能でしょうか。	都市計画道路の予定地部分の敷地を除いた際にも、各法への適合及び提供する保育に大きな影響がない場合には、都市計画道路の予定地へ園庭、緑地、駐車場等の配置を計画することは可能です。 なお、園舎を都市計画道路予定地を避けて配置する場合でも、付属する門や塀など建築物とみなされるものが都市計画道路予定地内に建築される場合は都市計画法53条許可申請が必要となります。
6	4. 応募手続き (4)スケジュール概要	補助対象工事と補助対象外工事を平行して進めることは可能か。	工期の関係上、やむを得ない場合は工事を平行して進めることも可能です。その場合、事前に市に相談のうえ、補助対象となる工事着工前に市職員の現場確認が必要になります。
7	8. 施設整備に関する入札及び契約	補助対象外の建設工事を請け負う工事業者が、補助対象の内装工事の入札に参加することは可能か。	公正性及び透明性の確保から、応募に関する施設設計(補助対象とする工事区分の設計)を行った設計会社は、入札に参加することはできませんが、建設工事を請け負った工事業者が内装工事の入札に参加することは可能です。
8	資料2「船橋市における私立保育所の施設整備及び運営等に関する補助金」 (1)創設補助	土地を賃借するにあたり、既存建物を解体する必要があります。交付基準額表には解体撤去工事費が記載されておりませんが、解体費用は補助の対象にならないのでしょうか。	補助対象となりません。 解体撤去工事費は、老朽化等に伴う「改築」等に際して必要となる既存施設の解体撤去工事を要する場合に交付対象となります。新たに事業を行う「創設」の場合は既存施設がないため、交付対象外です。
9	資料4「検査済証のないの無い建築物を活用した保育所の整備について」	必要資料として示されている、現況調査書及び既存不適格調書とはどのようなものか。 どういった内容が網羅されていればよいのか。	当市のホームページ(建築指導課)で書式が公開されております。そちらの内容に準じたものであれば問題ございません。
10	資料13「私立保育所運営費補助金交付規則」 13.土地の賃借に要する費用	今回の募集は対象事業となりますか。	今回の募集は対象事業とはなりません。 私立保育所運営費補助金交付規則の別表1「補助金の算定基準」にあるとおり、「令和5年度においてこの項の補助(土地の賃借に要する費用)を受けている保育所」が対象となります。

11	別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」	第4号様式「設立代表者等調書」 設計担当者について、設置運営事業者として内定された後に、公募時に記載した設計業者を変更することは可能か。	建物や設備の設計については、受け入れ児童数や保育環境に大きく影響することから、選考内容にも含まれております。従って、選考を経て設置運営事業者として内定した場合の設計者の変更は原則として認められません。
12	別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」	検査済証がない建物の場合、検査済証に代わる書類として何を提出すればよいか。	資料4「検査済証の無い建築物を活用した保育所の整備について」をご確認ください。 用途変更にあたり検査済証に代わるものとして指示された書類については、市が設置運営事業者を決定するにあたり、用途変更の可否を確認するため、本募集の応募書類と併せて、別途指定する期日までに提出していただきます。 そのため、書類の作成にあたって専門業者による調査が必要となる場合は、事前実施いただくこととなりますが、用途変更ができないことが確認された場合は応募申請を却下するほか、審査の結果、設置運営事業者として内定されなかった場合も含め、いかなる場合も、建物の調査にかかった費用については、全て事業者負担となりますのでご注意ください。
13	別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」	決算期が12月の場合は、令和3年12月期、令和4年12月期、令和5年12月期の3年分の決算書の提出でよいのか。	直近3ヵ年分の決算書は、定時総会の議決等、法人所定の手続きを経て確定したものを提出していただきます。提出期限までに直近の確定した決算書の提出ができない場合は、ご質問のように提出期限において確定している3ヵ年分の決算書で構いません。ただし、提出期限後に新たに決算が確定する場合は、追加で最新の決算書の提出をしていただきます。
14	別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」	財務関係書類について、提出資料が膨大な量となるが全て提出する必要があるのか。	「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」に記載されている資料は、原則として全て提出していただく必要があります。
15	別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」	キャッシュフロー計算書について 作成義務のない法人だが、提出が必須か。	キャッシュフロー計算書について、作成義務のない株式会社等についても、法人の財務状況を審査するため、直近3期分の提出を必須とさせていただきます。 ご提出頂く計算書については、法人全体の資金の流れを審査するため、営業キャッシュフローのみではなく、投資キャッシュフロー、財務キャッシュフローも合わせた計算書が必要となります。 なお、社会福祉法人会計基準・学校法人会計基準に基づく会計処理を実施している場合は、資金収支計算書のご提出をお願い致します。
16	別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」	法人税の申告書について、添付書類も提出が必要か。	法人事業概況説明書や勘定科目の内訳明細書等の添付資料についても、作成している場合は一式全てをご提出ください。

17	別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」	「既に保育所を運営している法人にあっては、運営する保育所の資金収支計算書及び資金収支内訳表、年度末積立預金明細表」とあるが、企業会計に基づく会計処理を実施しており、当該書類を作成していない場合はどうすればよいか。	船橋市においては、保育所を運営する法人に対し、社会福祉法人の会計基準省令に基づく拠点区分の資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細書、財産目録、各明細書等の作成を定めております。 市外で保育所を運営している場合、必ずしも左記の書類を作成していないかと存じますが、その場合は企業会計に基づく類する書類をご提出頂ければ問題ございません。 ※応募申請書類一覧表の3ページ、「既に運営している保育所」について、複数ある場合に、従前は「最も新しいもの1か所」を求めておりましたが、「最も運営実績が長いもの」に変更するなど一部記載を修正致しました。合わせてご確認ください。
18	別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」	(注)「関係会社について、追加資料の提出を求める場合があります」と記載があるが、具体的にどのような書類の提出が必要となるのか。	応募法人の事業形態、財務状況、関係会社の有無等により異なりますが、法人代表者が別会社の取締役や役員等に就任している場合、法人の財務状況に密接に関係があると考えられる場合、連結子会社が存在している場合等に追加資料の提出を求めることが想定されます。 また、代表者個人の借入金の担保に法人の資産が提供されている場合や法人の借入金の担保に代表者の個人資産が提供されている場合など、法人の資産に密接に関わる個人の資産等が存在する場合は、関係会社に限らずその詳細が分かる資料の提出を求める場合があります。
19	その他	施設長を応募書類提出時に決定しておくことが必要か。	施設長については、認可保育所の安定的な運営や保育の質に大きく影響することから、応募書類提出時に決定していることが望ましいです。 ただし、書類による確認は、船橋市民間認可保育所設置運営事業者募集要項、「4. 応募手続き」(4)スケジュール概要に記載される、「事前協議書の提出」の際に行います。
20	その他	新耐震基準(昭和56年)以前の建物でも可能か。	資料4「検査済証の無い建築物を活用した保育所の整備について」をご確認ください。
21	その他	新耐震基準を満たしていない建物の場合、耐震補強工事を前提とする整備は可能か。	可能です。 ただし、耐震補強工事に係る経費は、補助対象経費に含まないため、全て事業者負担となります。 なお、新耐震基準を満たしていない建物(昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建物)でも、耐震診断の結果、Is値が0.6以上又は上部構造評点が1.0以上であることが確認されている場合は、応募提出書類と併せて耐震診断報告書を提出いただければ、耐震補強工事の実施については任意となります。
22	その他	その他建物で注意すべき点はあるか。	・事業に供する床面積が200㎡を超える場合は、建築基準法第87条に基づき、特殊建築物(保育所)への用途変更の確認申請手続きが必要となります。 ・吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールが不使用、又は除去等の措置済みであること。 ・室内空気中の化学物質濃度が、厚生労働省の示す指針値(室内空気中化学物質の室内濃度指針値について(平成31年1月17日薬生発0117第1号))未満であること。 ※上記2点については、設計図書の特記仕様書等に記載頂くような形でお願いいたします。

23	その他	予定敷地が生産緑地であった場合に応募することは可能	・都市計画課との協議をした上で、保育所等での利用可能であることが確認できた場合は、予定敷地が生産緑地であった場合でも応募いただくことは可能です。 ・生産緑地に建築する場合は都市計画課との事前協議が必要になるため、都市計画課に確認し事前協議の手続きを進めてください。(事前協議には時間を要するため早めに協議を進めるようにしてください) ・保育運営課への応募時には、都市計画課から指示を受けた事前協議書の写しの添付をお願いいたします。
24	その他	計画地が埋蔵文化財包蔵地である場合、こういった対応が必要となるか。	本公募の募集エリアに埋蔵文化財包蔵地が含まれております。(例:JR東船橋駅周辺 宮本台遺跡) 埋蔵文化財包蔵地において、掘削を伴う建築工事を実施する場合は、教育委員会 文化課との協議が必要となります。 具体的には、応募申請書類 第8号様式「建物等及び近隣説明に関する報告書」における埋蔵文化財の有無を記載する箇所において、埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、そちらにチェック☑し、文化課からの意見書として、「埋蔵文化財の所在の確認及びその取扱いについて(回答)」をご提出下さい。 その後の取り扱いについては、個別に協議することとします。
25	その他	計画地が商業地域の近隣である場合、必要な対応はあるか。	商業地域の近隣では保育の認可ができない場合がありますので、事前に保育運営課までご相談ください。